

「発達障害の支援を考える議員連盟」総会

【日時】平成28年2月25日(木) 16:00

【会場】 衆議院第1議員会館（B1）第6会議室

《内容》 1、挨拶 会長 尾辻秀久参議院議員

2、「発達障害者支援法」改正案のポイントについて説明及び意見交換

事務局長 高木美智代衆議院議員

3、意見交換

4、閉会挨拶 会長代理 野田聖子衆議院議員

《出席予定議員：敬称略》2/24 現在

○役員：尾辻秀久会長（参）、野田聖子会長代理（衆）、副会長：小淵優子（衆）、中根康浩（衆）、山本博司（参）、高橋千鶴子（衆）、高木美智代事務局長（衆）、奥野総一郎事務局長次（衆）

○衆議員：泉健太、亀岡偉民、赤枝恒雄、逢坂誠二、奥野信亮、河野正美、後藤祐一

笹川博義、野間健、初鹿明博、牧島かれん、高橋ひなこ、中村裕之、
原田憲治、古川康、三ツ林裕巳、升田世喜男、畑野君枝、

○参議員：井上義行、井原巧、石井みどり、

○秘書代理：小林史明、穴見陽一、落合貴之、金子めぐみ、牧原秀樹、松本純、
堀内詔子、横路孝弘、古賀篤、長沢広明、西村まさみ、糸数慶子、太田房江、倉林明子。

《關係省庁》 ※質問対応

○内閣府：坂本大輔 政策統括官付参事官（障害者施策担当）

○厚生労働省：津曲共和 発達障害者支援室長、畑俊一 障害者雇用対策課地域就労支援室
目録正文 発達障害者支援室発達障害対策専門官、新坂係長、小檜山綾那係長

○文部科学省：丸山洋司 特別支援教育課長、齋藤憲一郎 企画官、川崎拓磨 企画係長

○法務省:上原 龍 刑事局参事官、杉山多恵 矯正局企画官

○国土交通省：平沢善幸 安心生活政策課交通バリアフリー室長、堀内雄太 係長

○警察庁：高木勇人 刑事局刑事企画課長、横瀬大樹 長官官房人事課付

○最高裁判所：清藤健一 事務総局総務局第一課長

○衆院法制局：森恭子第5部副部長

《關係團體：敬称略》

○日本自閉症協会：今井 忠 副会長、柴田洋弥 常任理事、石井啓 理事

○日本発達障害ネットワーク：橋口亜希子 事務局長

○アスペ・エルデの会：辻井正次先生 ○日本トゥレット協会：駒井さえ子 理事

○エッジ：藤堂栄子 会長、 ○えじそんくらぶ：高山恵子 代表

○発達障害者支援センター全国連絡協議会：岡田祐輔 副会長

○全国特別支援教育推進連盟：落合 勇 専務理事

○全国言友会連絡協議会：松尾久憲 副理事長、青木雅道 運営委員

○全国自閉症者施設協議会： 欠席
○全国LD親の会：欠席

発達障害者支援法改正に向けた検討会の開催日程について
(発達障害の支援を考える議員連盟)

①第1回検討会(27.3/12) ●関係省庁ヒアリング(発達障害者支援法 10 年間の取り組み)

厚生労働省、内閣府、文部科学省、法務省、国土交通省

②第2回検討会(3/27) ●関係団体よりヒアリング

- 日本自閉症協会、○日本発達障害ネットワーク ○アスペ・エルデの会
- 日本トゥレット協会 ○エッジ ○えじそんくらぶ(5/15)
- 発達障害者支援センター全国連絡協議会 ○全国特別支援教育推進連盟
- 全国言友会連絡協議会 ○全国自閉症者施設協議会 ○全国LD親の会(5/15)

③第3回検討会(4/16) ●乳幼児期の支援について

- ・ 本田秀夫教授(信州大学医学部附属病院子どもの心診療部長)
- ・ 市川宏伸先生(児童青年精神科医)
- ・ 黒田美保客員教授(東京大学大学院教育学研究科)

④第4回検討会(5/15) ●学齢期の支援について

- ・ 教育支援、教育と福祉の相互連携(文科、厚労)
- ・ 初等教育関係: 筑波大学 柘植雅義教授(人間系障害科学域、知的・発達・行動障害学)
- ・ 高等教育関係: 信州大学高橋知音教授(教育学教育科学グループ)

⑤第5回検討会(6/2) ●成人期の支援について(成人期の就労・生活支援、高齢期支援、
触法等困難事例対応)

- ・ 厚生労働省、法務省(刑事局、矯正局)ヒアリング
- ・ 志賀利一国立のぞみの園研究部長、
- ・ 内山登紀夫福島大学教授(人間発達文化研究科学学校臨床心理専攻)

⑥第6回検討会(6/24) ●家族支援、啓発について

- ・ 厚生労働省、文部科学省
- ・ 辻井正次教授(中京大学現代社会学部)
- ・ 堀江まゆみ教授(白梅学園大学子ども学部発達臨床学科)
- ・ 片山泰一教授(大阪大学大学院、金沢大学、浜松医科大学)

⑦第7回検討会(7/16) ●発達障害のある女性支援について

(女性向け支援の現場から、全国的な相談状況から)

- ・ 神奈川県発達障害者支援センター かながわ A 佐野隆文課長補佐
- ・ " 全国連絡協議会 西村浩二副会長
- ・ 研究者: 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所(神尾陽子氏)
- ・ 言語聴覚士: 村上由美氏(当事者、支援者の立場から)

④視察(7/27) 国立障害者リハビリテーションセンター(所沢)「発達障害情報・支援センター」

⑤関係省庁申入れ

- ・ 27.8.10 塩崎厚生労働大臣
- ・ 27.8.20 下村文部科学大臣
- ・ 27.8.25 山谷国家公安委員会委員長

⑥改正に向けた検討会発足

第1回検討会(27.8・20) ~ 第13回検討会(27.12.15)

⑦WT 検討会終了後の役員会: 3回(27.12/9、28.1/12、28.1/26)

発達障害者支援法 改正のポイント（案）【未定稿】

平成 28 年 2 月 25 日

施行後 10 年が経過した発達障害者支援法について、障害者権利条約の締結やその後の施行状況等を踏まえ、発達障害者の支援をより一層充実させるため、次のように、法律の全般にわたって必要な改正を行う。

I 基本理念の新設・責務の充実等

1 定義の改正

「発達障害者」の定義につき、発達障害がある者であって、発達障害及び「社会的障壁」により日常生活又は社会生活に制限を受ける者と規定する。

2 基本理念の新設

- (1) 発達障害者の社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する規定を設ける。
- (2) 障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に関する規定を設ける。
- (3) ライフステージに応じた切れ目のない支援、医療関係者・福祉関係者・教育関係者・就労支援関係者・捜査関係者・司法関係者等のより幅広い関係者の連携に関する規定を設ける。
- (4) 発達障害者の意思決定の支援に関する規定を設ける。

3 国及び地方公共団体の責務の改正

国及び地方公共団体は、発達障害者及びその家族等からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に相談体制を整備する旨規定する。

4 国民の責務の改正

国民が、個々の発達障害者の特性を理解し、協力するよう努める旨規定する。

II 発達障害者の支援のための施策の充実

1 教育の充実及び教育・福祉の連携強化

- (1) 発達障害児がその特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が他の児童と共に教育を受けられるように配慮する旨規定するとともに、例示として個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成の推進並びにいじめの防止等のための措置を追加する。
- (2) 教育的支援の対象となる発達障害児（第 8 条第 1 項）に、「高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する 18 歳以上の発達障害者」に加え、「専修学校の高等課程に在学する 18 歳以上の発達障害者」を追加する旨規定する。

- (3) 教育・福祉の各計画に関する情報の共有について、個人情報保護法との関係も整理しつつ、規定する。

2 就労の支援の充実（就労の定着等）

- (1) 就労の支援の主体として国を明示するとともに、国及び都道府県による就労の支援について、就労の機会の確保に加えて、就労の定着の支援についても規定する。
- (2) 事業主が、個々の発達障害者の特性に配慮した適正な雇用管理による雇用の安定を図るよう努める旨の規定を設ける。

3 生活支援の充実（親亡き後・高齢期の発達障害者を念頭に）

発達障害者の年齢、生活の実態等に応じて地域において自立した日常生活を営むことができるようにする旨を規定する。

4 権利擁護のための支援の具体化・拡大

- (1) 権利擁護のための支援の例示として、成年後見制度の利用の促進を規定する。
- (2) 権利利益を害されることの例示として、虐待及びいじめを追加する。
- (3) 刑事捜査や刑事裁判における個々の発達障害者の特性に応じた配慮について規定する。

5 発達障害者の家族等への支援の充実

発達障害児に対する適切な監護方法についての助言等に加え、発達障害者の家族自身等への支援を追加するとともに、支援内容として情報提供を追加する。

Ⅲ 発達障害者の支援体制の強化等

1 発達障害者支援センターの複数の設置

地域の特性に応じて都道府県・指定都市ごとに複数の発達障害者支援センターを設置することができる旨規定する。

2 発達障害者支援地域協議会（仮称）の設置

発達障害者支援地域協議会（有識者、当事者団体、発達障害者支援センター関係者、担当部局等により構成され、各地域の支援体制の検討や実施状況の検証を行う機関）を設置することができる旨規定する。

3 国民に対する普及及び啓発の充実

個々の発達障害の特性についての理解を深めるとともに、普及・啓発の場として学校等を例示する。

4 専門知識を有する人材の確保等の充実

発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう、医療等の業務に従事する者について、専門的知識を有する人材の養成・確保に努めるとともに、研修等において個々の発達障害に対する理解を深める旨規定する。

5 調査研究の例示及び観点の改正

調査研究の例示について、発達障害の治療を削除し、個々の発達障害の特性を追加するとともに、調査研究の観点として、性別や年齢を規定する。

IV その他

検討条項

知的発達の違いがある者等について、その実態について調査を行い、支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる旨の規定を設ける。

第十編 発達障害者支援

発達障害者支援法

（平成一六・一二・一〇）
法 一 六 七

施行 平成一七・四・一（附則参照）

改正 平成一八法八〇、平成二〇法七三・法九六、平成二四法六七

〔編注〕 平成二四年八月二二日法律第六七号の改正は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行のため、該当条文末尾に〔編注〕を掲げた。

目次

第一章 総則（第一条―第四条）	
第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策（第五条―第十三条）	
第三章 発達障害者支援センター等（第十四条―第十九条）	
第四章 補則（第二十条―第二十五条）	
附則	

第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うこと

一〇 発達障害者支援

発達障害者支援法

が特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もつてその福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

〔政令〕令一

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校におけ

る発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

（児童の発達障害の早期発見等）

第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意

しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。

4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（早期の発達支援）

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

（保育）

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

〔編注〕本条は、平成二四法六七で改正され、子ども・子育て支援法の施行の日から施行。

第七条中「保育の実施に当たって」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行う場合又は同条第二項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じる場合」に改める。

（教育）

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

（放課後児童健全育成事業の利用）

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

（就労の支援）

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七條第一項の規定による指定を受けた者をいう）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者

が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

（地域での生活支援）

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じ、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

（権利擁護）

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

（発達障害者の家族への支援）

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

（発達障害者支援センター等）

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的

に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。

四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

【政令】令二

（秘密保持義務）

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

（報告の徴収等）

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令）

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

（専門的な医療機関の確保等）

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると思われる病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

（民間団体への支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

（国民に対する普及及び啓発）

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓

発活動を行うものとする。

（医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発）

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

（専門的知識を有する人材の確保等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

（調査研究）

第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

（大都市等の特例）

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

【政令】令三

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附則 (平成二〇法九六) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、〔中略〕ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 (前略) 附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

三 (略)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成二四法六七) 抄

改正 平二五法一一二

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (前略) 第七十三条の規定 公布の日 (平成二四年八月二二日)

二 (五) (略)

発達障害者支援法施行令

(平成一七・四・一) 政一五〇

施行 平成一七・四・一 (附則参照)

改正 平成一九政三九、平成二二政六三、平成二三政三六一

(発達障害の定義)

第一条 発達障害者支援法 (以下「法」という。) 第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

(法第十四条第一項の政令で定める法人)

第二条 法第十四条第一項の政令で定める法人は、発達障害者の福祉の増進を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人、社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第二十二条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は地方独立行政法人法 (平成十五年法律第一百八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人とする。

(大都市等の特例)

第三条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下「指定都市」という。) において、法第二十五条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第七十四条の三十六に定めるところによる。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日 (平成一七年四月一日) から施行する。

附則 (平成二三政六三)

この政令は、公布の日 (平成二三年三月三十一日) から施行する。

附則 (平成二三政三六一) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、〔中略〕ただし、〔中略〕附則 (中略) 第五条 (中略) の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

発達障害者支援法施行規則

（平成一七・四・一）
厚 労 令 八 一

施行 平成一七・四・一（附則参照）

発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第五百十号）第一条の規定に基づき、発達障害者支援法施行規則を次のように定める。

発達障害者支援法施行規則

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

附 則

この省令は、公布の日〔平成一七年四月一日〕から施行する。